

# Newsletter

June 2016

Volume 5 Issue 2

## 目次

### 商標

- [ポーランド](#)

### 特許

- [ロシア](#)

### 権利行使

- [フランス](#)
- [シンガポール](#)
- [ベトナム](#)

### ライセンス

- [インドネシア](#)

## グローバル知的財産・情報通信 ニューズレター

### 商標

#### 【ポーランド】商標法の改正

2016年4月15日に施行された改正商標法は、商標登録出願手続を簡素化、促進し、商標登録の成功率を上げることにより、欧州連合知的財産庁（EUIPO）との関係において、ポーランド特許庁（以下単に「特許庁」）の競争力を高めることを目的としている。主な改正点は以下の通りである。

- **権利付与前の異議申立制度への変更に伴う相対的拒絶理由審査の廃止** — 改正法により、特許庁による相対的拒絶理由についての審査が無くなる。出願された商標が方式的要件を満たし、かつ、絶対的拒絶理由（例：識別力があるか、記述的商標ではないか、公序良俗に反するか等）に該当しない限り、当該商標は異議申立のための公告に付されることとなる。
- **異議申立が不認容の場合、以後の無効請求は不可** — 例えば、先願商標権者が後願にかかる商標に対して行った異議申立が失敗に終わった場合、先願商標権者は後願の商標登録に対し、同一の権利・同一の法的根拠に基づいて無効請求することができなくなる。ただし、先願商標権者による証拠の再評価や補充、法的戦略の変更がある場合は除かれる。
- **同意書（Letters of consent）の取り扱い** — 2015年12月1日に「同意書」制度が導入されていたが、改正法により「同意書」の取り扱いにも影響がある。改正前においては、特許庁は相対的拒絶理由を審査していたため、後願商標の登録に対して先願商標権者の「同意書」がある場合、当該商標登録の出願は拒絶の対象とはならなかった。然しながら、改正法により相対的拒絶理由の審査が廃止されたため、「同意書」の重要性は低いものとなる。
- **取消請求における法律上の利害関係が不要に** — 改正前においては、商標登録の取消や無効を請求できるのは、その請求について法的利害関係を有する者に限られていたが、改正により、法的利害関係は不要となり、請求手続の迅速化及び低廉化が図られている。

[最初のページに戻る](#)

### 特許

#### 【ロシア】 特許要件を満たす工業意匠 全体的な視覚的表現

ロシア連邦知的財産・特許・商標庁（Rospatent）の特許紛争評議会（Chamber for Patent Disputes）によるボトルに関する工業意匠特許の無効審決について、ロシア知的財産裁判所（以下単に「知的財産裁判所」）は同審決を覆すという重要な判決を下した。

ロシア連邦知的財産・特許・商標庁は、工業意匠の創作性要件の分析において、旧特許法は対象意匠により創出された全体的な視覚的印象を考慮せずに本質的特徴のリストの中から個々の特徴を一つ一つ分析することを認めていると考えていた。その結果、同庁は対象となるボトルの全体像を見たり、ボトルの全体的な視覚的印象により生じる差異（ゆえに独立の部分に分析することができない差異）を注意深く分析したりすることなく、先行技術の引用例を機械的に分析して引用した。

知的財産裁判所は、工業意匠の創作性にかかる特許性の分析はデザインから生じる全体的な視覚的印象に基づいて行われるべきであり、その特徴は視覚的イメージと共に分析されなければならないと判断した。

知的財産裁判所の判断は既に破毀裁判所に支持されており、工業意匠保護について導入される新しい基準に判例法を調和させる一歩であると考えられている。

[最初のページに戻る](#)

## 権利行使

### 【フランス】差止命令：パリ控訴院が差止措置の費用はインターネットサービスプロバイダが負担すべきと判断

2016年3月15日、パリ控訴院が差止措置により生じた費用は権利者ではなくインターネットサービスプロバイダ（ISPs）が負担すべきとの判断を下した。

2013年にパリ第一審裁判所は複数のISPsに著作権を侵害する大量のビデオストリーミングサイトをブロックするよう命じた。第一審の裁判官は対象となるウェブサイトが「著作者の同意なく視聴覚作品を頒布するのに利用され又は事実上利用されている」ことを原告が明確に示したと判示した。裁判所は、基本的な自由、原則（比例原則や貿易の自由等）及び措置命令の非効率性を根拠とする被告の主張を排斥した。

その結果、ISPsは特定のドメイン名をブロッキングする等の何らかの効果的な手段によって違法サイトへのアクセスを防止するための適切な措置をとるよう命じられた。このとき第一審裁判所は当該措置による費用はISPsではなく、権利者のみが負担すべきと判断した。かかる判断はフランスにおける他の判決の内容に沿うものであった。

権利者は、誰が侵害防止措置の費用を負担すべきかという特定の論点に関する判断につき控訴した。パリ控訴院は、差止の対象となるべき侵害行為によって、権利者は既に経済的に脅かされており、追加費用によって被害が拡大するおそれがあるのに対し、ISPs及びサーチエンジンは違法サイトへのアクセスを提供し、かつ、それによって経済的な利益を得ているとして、ISPsによる侵害防止措置の費用負担は正当化され、比例原則にも反しないと判示した。当該措置がその複雑性、費用、期間を考慮した結果、ISP又はサーチエンジンの経済モデルが成り立たなくなるほど不均衡であるといえない限り、ISPsが侵害防止措置の費用を負担することになる。

### 【シンガポール】シンガポール高等法廷が新たなサイトブロッキング枠組みに基づき違法サイトのブロッキングを命令

2016年2月11日、高等法廷はネットワークサービスプロバイダ（NSP）数社に対して同年3月17日までに違法サイト（Solarmovie.ph）をブロッキングするよう命じた。当該違法サイトは最新のハリウッド映画やテレビ番組へのリンクを備えていた。上記命令は、著作権法の新たなサイトブロッキング条項に基づくアメリカ映画協会の会員の申立てにより出されたものである。

本ニューズレターに  
関するお問い合わせ先



高瀬 健作  
パートナー

03 6271 9752

[kensaku.takase@bakermckenzie.com](mailto:kensaku.takase@bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー  
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032

東京都港区六本木 1-9-10

アークヒルズ仙石山

森タワー28F

Tel 03 6271 9900

Fax 03 5549 7720

[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

新たなサイトブロッキング条項は、2014年12月に施行され、著作権者、独占的ライセンス及び実演家が、著作権侵害に関するNSPの責任を立証せずとも、明らかに権利を侵害するウェブサイトに対する「ブロッキング命令」を得るための手続を規定している。

原告は、NSPのサービスが原告の著作権を侵害し又は侵害を助長するオンラインロケーションへのアクセスに利用されてきたこと又は現に利用されていること、そして、当該ウェブサイトが「明らかに権利を侵害している (flagrantly infringing)」オンラインロケーションであることを証明しなければならない。

原告は、裁判所に申立てを行う場合、事前に、ブロッキングを希望するウェブサイトの管理者に対して警告書を送付した上、NSPにもその意思を通知しなければならない。また、申立てを行った後には、ウェブサイトの管理者に対してその旨を通知し、関係するNSPにその写しを送達する必要がある。

### 【ベトナム】新たな刑法に基づく知的財産権犯罪のアップデート

2016年7月1日に発効するベトナム改正刑法は、知的財産権侵害行為について、現行法において刑事訴追の対象となっている個人に加え、営利目的の法人を刑事訴追の対象とする。改正法による法人に対する罰則は、一定の民事的権利の喪失、10億ベトナムドン以上150億ベトナムドン以下の罰金、最長3年間の事業停止等を含む。

改正法では、「商業規模」は知的財産権犯罪の要件ではなくなる。現行法では、刑事訴追は一定の「商業規模」において知的財産権を侵害した者に対してのみ行われるが、その解釈について何ら指針は示されていなかった。そこで、改正法は、代わりに具体的な基準を導入し、①侵害者が得た違法な利益、②商標権者又は地理的表示の権利者に生じる金銭的損害、又は③模倣品の金銭的価値に基づいて侵害者に刑事責任を科す。

[最初のページに戻る](#)

## ライセンス

### 【インドネシア】ライセンス契約の設定登録に関する施行規則の公布

インドネシアの知的財産法は、知的財産権にかかるライセンスを所轄官庁に登録することを義務付けているものの、手続規則が施行されていないため、事実上運用されていなかった。

この度、法務人権省 (Ministry of Law and Human Rights) は、ライセンス契約の設定登録に関する施行規則を制定した。

施行規則によると、ライセンスの登録申請書は、インドネシア知的財産権庁 (Directorate General of Intellectual Property: "DGIP") への直接提出、又はオンライン提出が可能であるが、DGIPウェブサイトはまだ申請書の受理サービスを提供していないため、現状は、申請書と所定の書類(ライセンス契約書の写し、登録証の写し、委任状、登録手数料納付書、声明書)を、DGIPに直接提出する必要がある。

書類が受理されるとDGIPにより申請書が審査され、受理の日から約10日後にライセンスが設定登録される。登録されたライセンスは、DGIPのウェブサイト上で公告される。ライセンスの設定登録の有効期間は5年間であり、設定登録の更新申請も可能である。

登録手続の施行規則の公布に伴い、ライセンサー又はライセンスは、DGIPにライセンスを設定登録する義務を負い、これによりライセンスに基づく知的財産権の使用をインドネシアにおいて確実に保護することができる。

[最初のページに戻る](#)